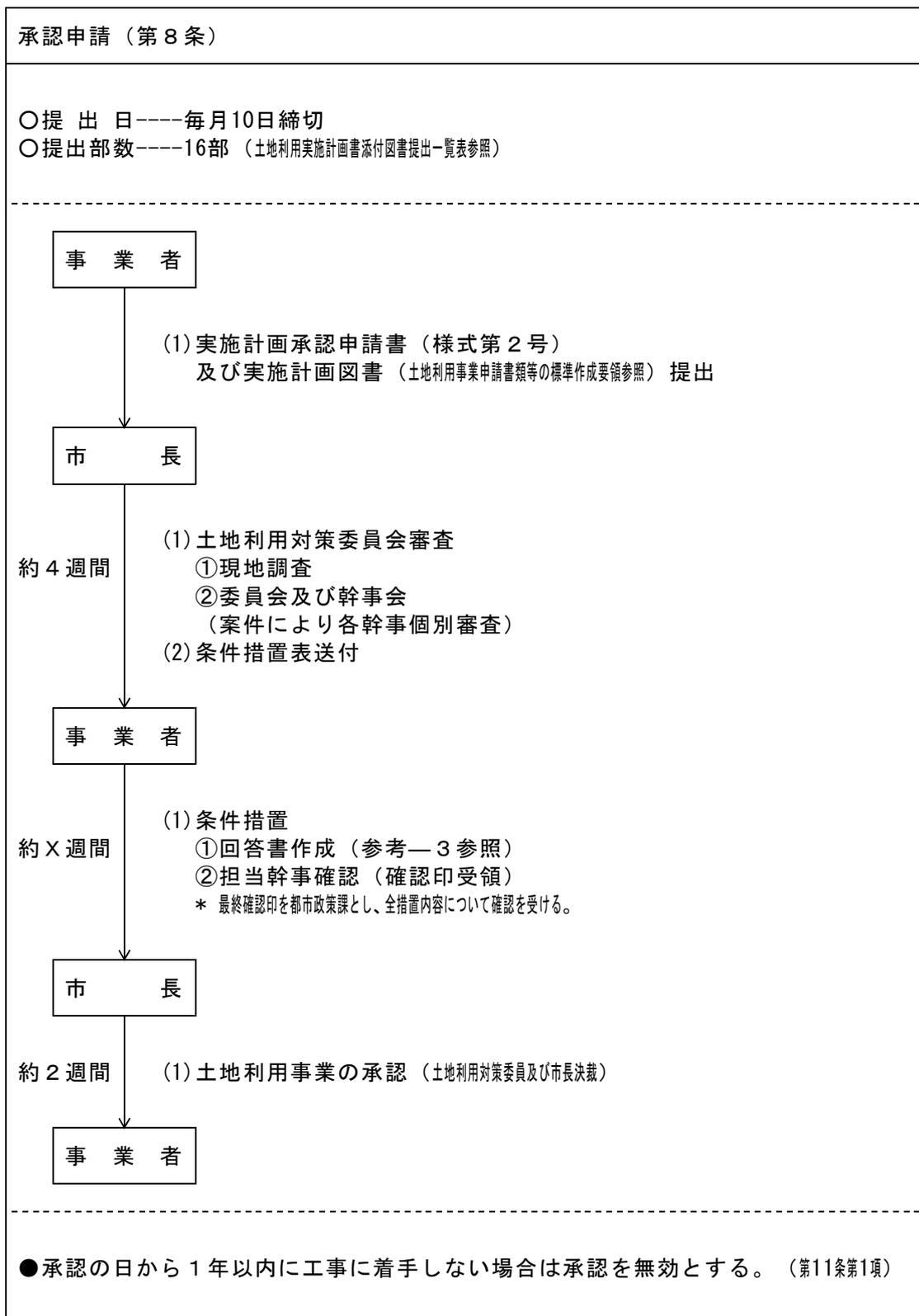
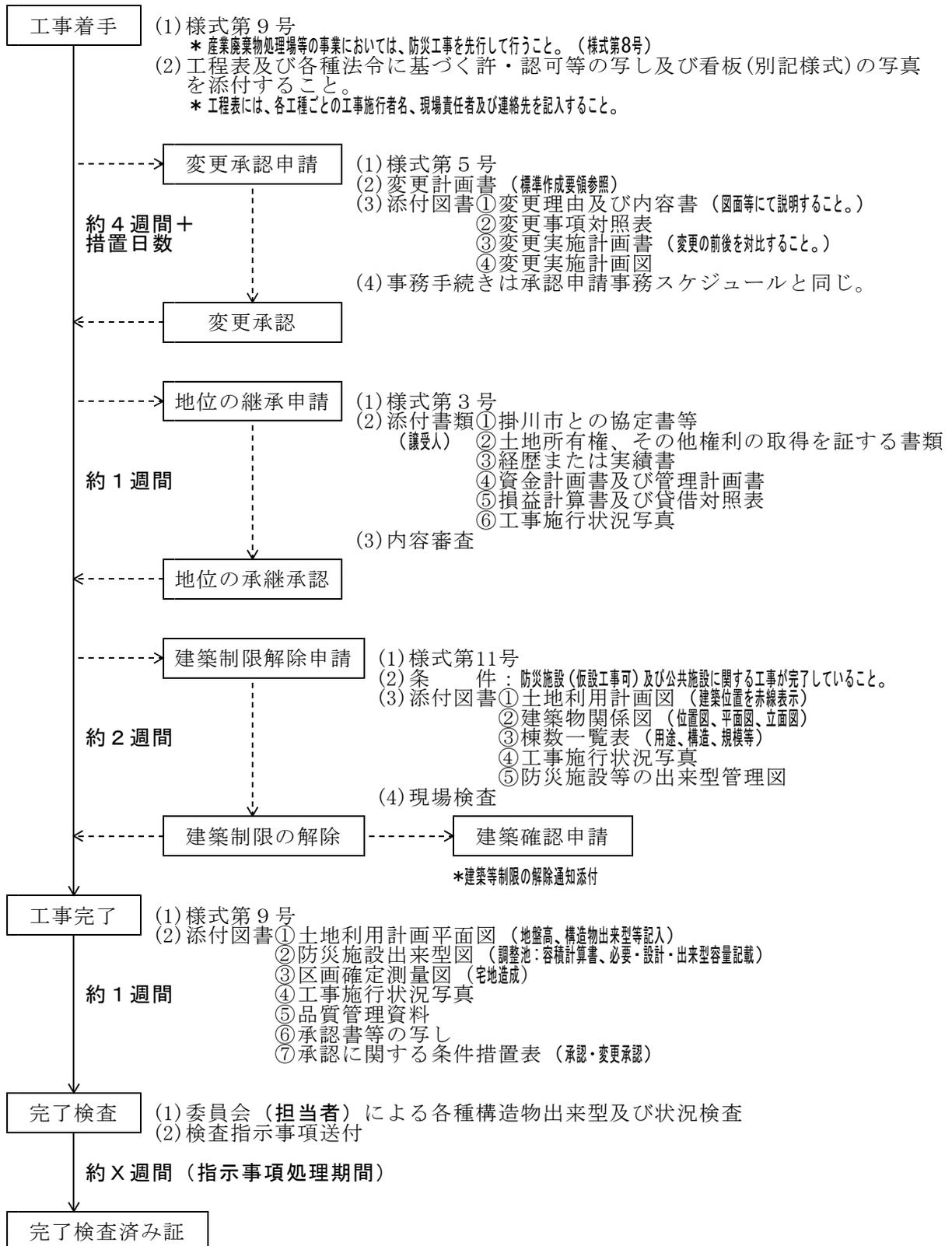


土地利用事務スケジュール



事業実施事務スケジュール

- 承認の日から1年以内に工事に着手すること。（第11条第1項）
- 各届出の提出部数は1部とする。（ただし、変更承認申請は除く。）



土地利用事業の申請に伴う指示事項の措置について

下記事項の措置については、次のとおり処理すること。

番号	指 示 事 項	措 置 内 容
1	〇 〇 〇について協議すること。	①協議年月日 ②協議者（相手方） ③協議内容について具体的に記載すること。
2	地元自治会・土地所有者及び隣接地権者の同意を得ること。	①同意書を別紙で添付すること。 ②同意者への説明内容（要旨）、同意内容及び条件について、具体的に記載すること。
3	△ △ △について説明すること。	①参考図書を添付し、具体的な内容について記載すること。
4	その他	①参考図書を添付し、措置内容について具体的に記載すること。

注) 1～4について、条件措置表の措置欄に書ききれない場合は、「別紙〇のとおり」と記載し、別紙を作成し添付すること。